平成２５年（フ）第２６５号
大分県別府市上原町８番18号
債務者　與品　武志
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　碓井　啓己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６６号
大分県別府市上原町８番18号
債務者　與品　由理
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　碓井　啓己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１７２号
函館市大手町13番８―507号　メゾン・ド・デトロワ
債務者　三浦さとみ
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第６４号
岐阜県養老郡養老町養老1234番地54
債務者　池之迫寛之
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３６８号
埼玉県川口市並木１丁目26番38―408号　青木南住宅
債務者　田中　辰興
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４０３号
さいたま市南区大字太田窪2243番地
債務者　佐藤　直樹
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６６９号
埼玉県川口市安行出羽２丁目13番25号　パープルアネックス205号
債務者　佐竹　　侑
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６８４号
さいたま市中央区円阿弥７丁目９番８号　レオパレスプチパレK101号室
債務者　柿崎　　恵
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７５７号
埼玉県川口市坂下町３丁目21番10号
債務者　渡部　政信
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７５８号
埼玉県川口市坂下町３丁目21番10号
債務者　渡部由紀子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
千葉県印西市高花１丁目６番地８棟205号
債務者　富田裕一郎
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１２０号
千葉県白井市冨士151番地の２　白井ロジュマン728号
債務者　成吉まゆみ
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１２１号
千葉県四街道市物井759番地２
債務者　笹島　惣一
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１２７号
千葉県印西市西の原２丁目３番地４棟105号
債務者　福島　　隆
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１２９号
千葉県佐倉市中志津４丁目６番２号　飛田方
債務者　滝口　美穂
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１３４号
千葉県佐倉市井野1384番地121
債務者　伊豆原節美
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１３７号
千葉県白井市冨士151番地の２　白井ロジュマン728号
債務者　成吉　禎雄
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６４号
千葉県君津市南子安５丁目14番15号
債務者　前田真由美
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部